

平成 20 年度（第 19 回）

北海道衛生検査所外部精度管理調査結果報告書

北海道保健福祉部

目次

I	北海道の衛生検査所の現状	1
II	北海道衛生検査所精度管理事業について	1
III	衛生検査所外部精度管理調査について	2
IV	平成20年度外部精度管理調査実施計画（要旨）	2
	1. 生化学・血清学的検査	
	2. 微生物学的検査	
V	平成20年度（第19回）外部精度管理調査実施概要	3
	生化学・血液学的検査	4
	1. 調査方法	
	2. 評価方法	
	3. 調査結果	
	4. 評価とまとめ	
	微生物学的検査	7
	1. 調査方法	
	2. 評価方法	
	3. 調査結果	
	4. 評価とまとめ	
資料		
	別表 衛生検査所一覧（平成21年1月1日現在）	12
	北海道精度管理システム運営委員会運営要綱	14
	北海道精度管理システム運営委員名簿	15

I 北海道の衛生検査所の現状

衛生検査所は、臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 の規定に基づき、所在地の都道府県知事（または保健所設置市長）の登録を受けなければならないこととなっている。

北海道内においては、平成 21 年 1 月 1 日現在で 64 カ所の衛生検査所（札幌市 23 カ所、旭川市 3 カ所、小樽市 2 カ所、函館市 5 カ所を含む。）が登録されており、名称及び所在地、登録検査業務を別表（P 12～13）に示した。

<臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3>

衛生検査所（人体から排出され、又は採取された検体について第 2 条に規定する検査を業として行う場所（病院、診療所又は厚生労働大臣が定める施設内の場所を除く。）をいう。以下同じ。）を開設しようとする者は、その衛生検査所について、厚生労働省令の定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この章において同じ。）の登録を受けなければならない。

<臨床検査技師等に関する法律第 2 条に規定する検査>

微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査
生化学的検査

II 北海道衛生検査所精度管理事業について

北海道では、医療における衛生検査の重要性に鑑み、道内の衛生検査所の精度管理（検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）の向上を図るため、「北海道衛生検査所精度管理専門委員会」（現委員数 9 名）を設置して、計画的に各衛生検査所の立入検査を実施しているほか、「北海道精度管理システム運営委員会」（現委員数 7 名）を設置して、衛生検査所に対する外部精度管理調査を実施している。

今年度は、以下のとおり事業を実施した。

平成 20 年 8 月～9 月 衛生検査所外部精度管理調査に係る事前調査実施

平成 20 年 11 月 12 日 北海道衛生検査所精度管理専門委員会

第 1 回北海道精度管理システム運営委員会 合同開催

【議題】平成 20 年度立入検査計画及び外部精度管理調査計画について

平成 21 年 1 月 21 日～平成 21 年 1 月 23 日 衛生検査所外部精度管理調査実施

平成 21 年 2 月～平成 21 年 3 月 衛生検査所立入検査実施

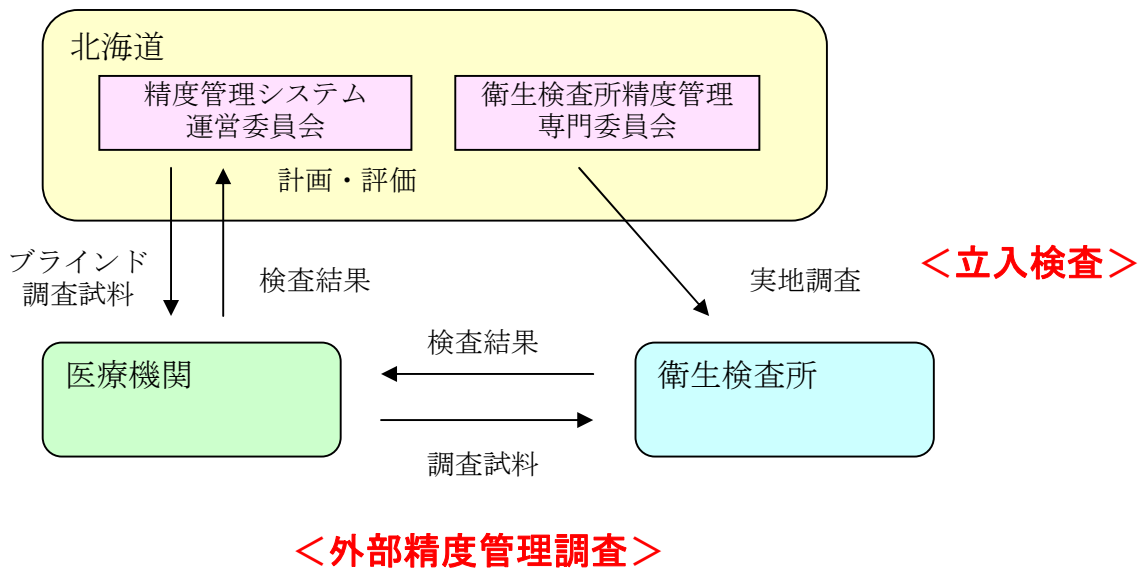
平成 21 年 2 月 26 日 第 2 回北海道精度管理システム運営委員会 開催

【議題】外部精度管理調査結果の解析及び評価、報告書について

Ⅲ 衛生検査所外部精度管理調査について

北海道では、衛生検査所の外部精度管理調査として、「ブラインド調査」を実施しており、これらの調査結果は各衛生検査所に通知され、精度管理に役立てられるほか、北海道や保健所設置市が実施する立入検査において、調査結果を基に検査精度向上のための指導を実施している。

なお、ブラインド調査とは、下図のとおり、衛生検査所に調査試料であることがわからないように、協力医療機関（調査試料の配布に協力いただく病院や診療所等）から、通常依頼している検体に混せて調査試料の検査を依頼し、衛生検査所の検査精度の調査を実施する方法である。



Ⅳ 平成20年度外部精度管理調査実施計画（要旨）

1. 生化学・血清学的検査

a) 調査試料

ボランティアから搬送当日に採取した新鮮血を試料とする。

b) 検査項目

脂質に関する項目及び血糖を中心に行うこととする。なお、協力医療機関が衛生検査所に依頼していない項目がある場合は、その項目を除外して検査依頼し、対象衛生検査所の共通項目について評価する。

脂質検査 : TC、TG、HDL-C

糖関連検査 : 血糖、Hb-A1c

肝機能検査 : Bil-T、ZTT、 γ -GPT、ALP、AST、ALT、LD、ChE、ALB、TP

c) 公的医療機関（レファレンス機関）における検査

血糖値の経時変化を考慮し、レファレンス機関においては、午前中（搬送直後）及び午後3時以降の計2回測定を行う。

2. 微生物学的検査

a) 調査試料

模擬糞便試料（1 試料）および模擬尿試料（1 試料）

b) 検査項目

試料からの菌分離・同定および薬剤感受性試験

c) 予備試験

調査に先立ち、供試菌株を収集し、細菌学的性状試験および事前模擬試験を実施する。

ア) 菌株性状試験の実施

供試菌株を収集し、菌株の生化学的性状、血清型別、毒素産生性などの病原因子の確認試験を実施する。汎用されている簡易同定キットによる同定試験も併せて実施する。

イ) 模擬事前試験の実施

事前に調査と同様な一連の作業を実施し、調整試料の適否、状況等を把握する。

d) 配布試料の確認試験

試料配布後、衛生研究所において試料の状況を確認する。試料調整直後および調整1、2日後に菌分離・同定試験を実施する。

V 平成20年度（第19回）外部精度管理調査実施概要

北海道精度管理システム運営委員会において決定された実施計画に基づき、外部精度管理調査を実施した。生化学・血清学的検査及び微生物学的検査とも協力医療機関を經由して調査試料を配布し、後日、検査結果報告書を収集した。

各検査の調査方法、評価方法及び調査結果の詳細を、次頁以降に示した。

（担当：北海道保健福祉部保健医療局医務薬務課）

●生化学・血液学的検査

1. 調査方法

(1) 対象衛生検査所

対象施設として、北海道内で生化学・血清学的検査を登録している衛生検査所 5 施設を選定した。レファレンス機関として公的医療機関 3 施設にも検査を依頼した。

(2) 試料

配布当日にボランティアから採血した新鮮血を用いた。

(3) 実施方法

対象衛生検査所で用いている採血管（協力医療機関から道立衛生研究所に事前送付）に分注し、協力医療機関からの検査依頼という形で対象施設に配布した。

2. 評価方法

検査項目は、レファレンス機関が行っている肝機能、糖及び脂質のセット検査の内容を参考に選定し、脂質関連 3 項目、糖関連 2 項目、肝機能関連 10 項目の計 15 項目について検査結果の評価を行った。なお、ChE については 1 検査所のみ他の検査機関と測定方法が異なっていると考えられたため、この検査機関のデータのみ評価対象から除外した。また、協力医療機関が通常依頼していない項目がある場合は、その項目を除外することとした。

全体（衛生検査所 5 施設＋レファレンス機関 3 施設）の測定値の平均（M）と標準偏差（SD）を求め、 $M \pm 3SD$ 及び CV（%）を算出するとともに、M を仮の目標値として、日本臨床衛生検査技師会の目標参考値の設定方法に倣った許容範囲（ $M \pm 10\%$ ）を算出した。

3. 調査結果

測定までの保存時間の違いが測定値に影響することも考えられたことから、レファレンス機関においては同一試料を午前と午後の 2 回測定した。t 検定の結果、すべての検査項目において午前と午後の測定値に有意差はなかったが（ $P=0.05$ ）、血糖については午後の測定値の方が低い傾向が見られた。レファレンス機関 1 施設（施設コード：R3）の午後試料及び衛生検査所 1 施設（K1）の試料で溶血、衛生検査所 1 施設（K5）の試料で乳びの所見があった。衛生検査所においては午後以降の測定となることから、検査結果の評価においては、レファレンス機関の測定値としては午後の測定値を用いることとした。

表 1 に各衛生検査所の検査データを示した。全体の測定値と比較した場合、すべての項目について $M \pm 3SD$ の範囲から外れていた施設はなかったが、HbA1c（K5）、AST（K1）、LD（K1）については各 1 施設が、ZTT（K3、K5）については 2 施設が $M \pm 10\%$ の範囲から外れていた。

一方、レファレンス機関の測定値から算出した $M \pm 3SD$ の範囲から外れていたのは、HDL-C（K1、K2、K4、K5）、HbA1c（K5）、ZTT（K4、K5）、ALP（K2）、AST（K1）、ChE（K2、K5）、LD（K1）であった。また、ZTT（K4、K5）、AST（K1）、LD（K1、K2、K3、K4、K5）が $M \pm 10\%$ の範囲から外れていた。

4. 評価とまとめ

今年度の調査では、全体の $M \pm 3SD$ の範囲から外れた衛生検査所はなく、全体の $M \pm$

10%の範囲から外れた衛生検査所は3項目について各1施設、1項目について2施設あった。レファレンス機関の測定値と比較した場合、7項目についてのべ16施設が $M \pm 3SD$ または $M \pm 10\%$ の範囲から外れていた。

(担当：北海道立衛生研究所健康科学部健康増進科)

表1 生化学・血清学的検査-ブラインド調査-

項目		衛生検査所					レファレンス機関*			全 体					レファレンス機関*				
		K1	K2	K3	K4	K5	R1	R2	R3	M	SD	M±3SD	CV(%)	M±10%	M	SD	M±3SD	CV(%)	M±10%
中性脂肪	mg/dl	227	240	225	240	242	235	241	233						236	4.2	223-249	1.8	212-260
	基準値	50-149	40-149	50-149	30-149	40-149	232	237	232	234	6.3	215-253	2.7	211-257	234	2.9	225-243	1.2	211-257
総コレステロール	mg/dl	284	277	274	279	277	275	271	266					271	4.5	258-285	1.7	244-298	
	基準値	150-219	130-219	150-219	130-220	130-219	276	273	266	276	5.2	260-292	1.9	248-304	272	5.1	257-287	1.9	245-299
HDL-コレステロール	mg/dl	51	51	50	52	52	46	48	48					47	1.2	43-51	2.4	42-52	
	基準値	40-86	40-90	40-86	40-90	40-90	46	48	47	50	2.3	43-57	4.6	45-55	47	1.0	44-50	2.1	42-52
血糖	mg/dl	90	92	92	89	89	100	102	99					100	1.5	96-105	1.5	90-110	
	基準値	70-109	70-109	70-109	60-110	70-109	95	101	92	93	4.0	81-105	4.3	84-102	96	4.6	82-110	4.8	86-106
HbA1c	%	5.2	4.8	5.2	4.7	4.3	4.9	5.0	5.0					5.0	0.1	4.7-5.3	1.2	4.5-5.5	
	基準値	4.3-5.8	4.3-5.8	4.3-5.8	4.3-5.8	4.3-5.8	4.9	5.0	5.0	4.9	0.3	4.0-5.8	6.0	4.4-5.4	5.0	0.1	4.7-5.3	1.2	4.5-5.5
Bil-T	mg/dl	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7					0.7	0.06	0.4-1.0	8.7	0.6-0.8	
	基準値	0.3-1.2	0.2-1.2	0.3-1.2	0.2-1.2	0.2-1.2	0.7	0.6	0.7	0.6	0.05	0.5-0.8	8.1	0.5-0.7	0.7	0.06	0.4-1.0	8.7	0.6-0.8
ZTT	K-U	5.8	5.6	6.0	7.2	7.5	6.2	5.4	6.0					5.9	0.4	4.7-7.1	7.1	5.3-6.5	
	基準値	2.0-12.0	4.0-12.0	2.0-12.0	4.0-12.0	4.0-12.0	5.9	5.3	6.0	6.2	0.8	3.8-8.6	12.9	5.6-6.8	5.7	0.4	4.5-6.9	6.6	5.2-6.3
γ-GT	U/L	205	206	207	203	210	210	209	202					207	4.4	194-220	2.1	186-228	
	基準値	< 70	< 35	< 70	< 80	< 35	213	208	209	208	3.1	199-217	1.5	187-229	210	2.6	202-218	1.3	189-231
ALP	U/L	138	160	150	144	155	149	143	149					147	3.5	137-158	2.4	132-162	
	基準値	115-359	101-360	115-359	105-330	101-360	149	143	148	148	6.9	127-169	4.7	133-163	147	3.2	137-157	2.2	132-162
AST(GOT)	U/L	27	24	24	23	25	24	24	24					24	0.0	24-24	0.0	22-26	
	基準値	10-40	10-40	10-40	8-38	10-40	24	24	25	25	1.2	20-28	4.9	22-26	24	0.6	22-26	2.4	22-26
ALT(GPT)	U/L	27	29	28	26	28	27	27	26					27	0.6	25-29	2.2	24-30	
	基準値	5-40	5-45	5-40	4-44	5-45	26	27	28	27	1.1	24-30	4.1	24-30	27	1.0	24-30	3.7	24-30
ChE	U/L	568	577	547	8640	589	547	546	544					546	1.5	542-551	0.3	491-601	
	基準値	242-495	201-513	242-495	3600-7600	201-513	556	545	542	561	17.9	507-615	3.2	505-617	548	7.4	526-570	1.3	493-603
LD	U/L	244	194	188	180	190	169	163	169					167	3.5	157-178	2.1	150-184	
	基準値	115-245	120-245	115-245	120-245	120-245	168	155	180	187	26.2	108-266	14.0	168-206	168	12.5	131-206	7.5	146-178
TP	g/dl	7.5	7.6	7.4	7.5	7.0	7.3	7.2	7.1					7.2	0.1	6.9-7.5	1.4	6.5-7.9	
	基準値	6.7-8.3	6.5-8.3	6.7-8.3	6.7-8.3	6.5-8.3	7.2	7.2	7.2	7.3	0.2	6.7-7.9	2.9	6.6-8.0	7.2	0.0	7.2-7.2	0.0	6.5-7.9
ALB	g/dl	4.5	4.6	4.5	4.2	4.5	4.4	4.3	4.5					4.4	0.1	4.1-4.7	2.3	4.0-4.8	
	基準値	4.0-5.0	3.7-5.2	4.0-5.0	3.8-5.3	3.7-5.2	4.4	4.3	4.5	4.4	0.1	4.1-4.7	2.9	4.0-4.8	4.4	0.1	4.1-4.7	2.3	4.0-4.8

レファレンス機関*:(上段)午前測定値、(下段)午後測定値

●微生物学的検査

本調査では 2 種類の模擬試料にそれぞれ 1 種類の細菌を接種した検体（糞便 1 検体、尿 1 検体）を対象衛生検査所に送付し、細菌の分離・同定ならびに薬剤感受性試験の実施状況を調査した。

1. 調査方法

(1) 対象衛生検査所

北海道内で微生物学的検査を登録している衛生検査所のうち、5 施設を調査対象とした。また、北海道立衛生研究所（以下、衛研）細菌科のほか、レファレンス機関として公的医療機関 3 施設に同じ検体の検査を依頼した。

(2) 試料

衛研で保存している 2 種類の菌株を継代培養後、調製された糞便及び尿に接種して検体 A、B とした。

接種した菌はつぎのとおり。

糞便試料（検体 A）：

Salmonella enterica enterica serovar. Anatum（以下、SA）

尿試料（検体 B）：

Escherichia coli（以下、E. coli）

SA は、食品から分離された、基本的な生化学性状が典型的な株を使用した。E. coli は、患者から分離された、基本的な生化学性状が典型的な株を使用した。

検体 A については下痢症を想定し、調製された下痢便に菌数が約 10^6 cfu/ml になるように添加した。検体 B については尿路感染症を想定し、菌数が約 10^6 cfu/ml になるよう、調製された尿に添加した。

(3) 実施方法

まず協力医療機関から糞便及び尿検体輸送容器を衛研に送付して頂き、各輸送容器に滅菌・調製された糞便あるいは尿を適量入れ、さらに各試料に細菌を接種して検体とした。検体は、協力医療機関へ持参し、協力医療機関からの検査依頼という形で、対象衛生検査所へ試料を配布した。検査終了後は検査結果報告書を協力医療機関から収集した。

2. 評価方法

ブラインド調査における評価基準を表 1 に示した。評価については、協力医療機関から送付された検査結果報告書に基づいて総合的に行ったが、特に細菌を確実に分離して同定し、必要に応じて血清学的検査が正確に行われ、かつ適切に報告されているかどうかを評価の対象とした。5 箇所の医療機関による発注感受性試験の薬剤種類は 42 種であった。

レファレンス機関および衛研のうち 3 箇所以上で検査を実施した薬剤について検討した。レファレンス機関および衛研の判定が一致している場合、これと異なる判定を誤判定とした。レファレンス機関が異なった回答を示した場合は、菌株の変異上の問題として評価から除外した。また、中等度耐性（I）の判定については、許容正解とした。

3. 調査結果

(1) 試料 A (SA)

本試料については、全施設から *Salmonella* spp. の回答があった (表 2)。

薬剤感受性試験については、評価した薬剤について全て正しく判定された (表 3)。

(2) 試料 B (*E. coli*)

本試料については全施設から *E. coli* の回答があった (表 2)。

薬剤感受性試験については、1 施設で ABPC が感受性と誤判定された (表 4)。

4. 評価とまとめ

本調査における細菌同定では、試料 A ならびに試料 B について全施設から適切な回答があった。

薬剤感受性試験においては、1 施設において試料 B について 1 薬剤で誤判定が見られた。

(担当：北海道立衛生研究所感染症センター微生物部細菌科)

表 1：微生物学的検査の評価基準

調査項目	評価基準
一般的基準	評価は医療機関から提出された検査結果報告書で行った。
<i>Salmonella enterica enterica</i> serovar. Anatum	<i>Salmonella</i> spp.が正しく同定されていること。
<i>Escherichia coli</i>	<i>Escherichia coli</i> が正しく同定されていること。

表 2：細菌同定結果

施設	試料 A <i>Salmonella enterica</i> serovar. Anatum (O3,10: e,h: 1,6)	試料 B <i>Escherichia coli</i>
K6	<i>Salmonella</i> spp. O3,10	<i>Escherichia coli</i>
K7	<i>Salmonella</i> spp. O3,10 群, H1	<i>Escherichia coli</i>
K8*	<i>Salmonella</i> spp. O3,10 群, H1	<i>Escherichia coli</i>
K9	<i>Salmonella</i> spp. O3,10 群, H1	<i>Escherichia coli</i>
K10	<i>Salmonella</i> spp. O3,10	<i>Escherichia coli</i>
レ フ ア レ ン ス 機 関	R4 <i>Salmonella</i> serovar Anatum O3,10: e,h: 1,6	<i>Escherichia coli</i>
	R5 <i>Salmonella</i> spp.	<i>Escherichia coli</i>
	R6 <i>Salmonella</i> spp. O3,10 群, H:1	<i>Escherichia coli</i>
	R7 <i>Salmonella</i> serovar Anatum O3,10: e,h: 1,6	<i>Escherichia coli</i>

* K8 の施設は、K7 の施設へ細菌検査を外注。

表 3 : 試料 A の薬剤感受性試験結果

施設 薬剤	K6	K7	K8	K9	K10	レファレンス機関			
						R4	R5	R6	R7
CAZ			S	S	S	S	S	S	S
CPR		S	S			S	S		S
CZOP			S	S	S	S		S	S
FMOX			S		S	S	S	S	
FOM	S		S	S		S	S		S
LVFX			S	S		S	S	S	S
MEPM			S	S		S		S	S
SBT/CPZ			S	S	S	S	S		S

S; 感受性、R; 耐性、I; 中等度耐性

表 4 : 試料 B の薬剤感受性試験結果

施設 薬剤	K6	K7	K8	K9	K10	レファレンス機関			
						R4	R5	R6	R7
ABPC	S	R	R			R	R	R	R
AMK		S	S	S		S	S	S	S
CAZ			S	S	S	S	S	S	S
CEZ	S	S	S	S		S	S	S	
CMZ	S		S			S	S	S	S
CPR		S	S			S	S		S
CZOP			S	S	S	S		S	S
FMOX			S		S	S	S	S	
FOM	S		S	S		S	S	S	S
GM	S	S	S			S	S	S	S
LVFX			S	S		S	S	S	S
MEPM			S	S		S		S	S
SBT/CPZ			S	S	S	S	S		S
ST				S		S	S	S	S

S; 感受性、R; 耐性、I; 中等度耐性

資 料

別表

衛生検査所一覧（平成21年1月1日現在）

名 称	所在地	登 録 検 査 業 務						
		微生物	血清学	血液学	病理学	寄生虫	生化学	血清分離
株式会社エスアールエル北海道ラボラトリー	札幌市	○	○	○		○	○	
株式会社札幌総合病理研究所						○		
札幌臨床検査センター			○	○	○	○	○	
札幌臨床検査センター株式会社第2ラボラトリー							○	
株式会社札幌病理検査センター						○		
岸本医科学研究所			○	○	○		○	○
有限会社札幌皮膚病理研究所						○		
社団法人北海道勤労者医療協会勤医協臨床検査研究所			○			○		
株式会社キャンサー細胞病理センター						○		
社団法人北海道臨床検査技師会立衛生検査所				○				○
株式会社第一臨床検査センター			○	○	○		○	○
株式会社北海道セントラルパソロジーラボラトリー						○		
財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター			○				○	
岸本医科学研究所札幌東分室				○	○			○
株式会社保健科学研究所札幌ラボラトリー				○	○			○
PCL札幌病理・細胞診センター						○		
札幌臨床検査センター北3条分室								○
エスアールエル札幌ステーションラボラトリー				○	○		○	○
エスアールエル北海道ラボラトリー第2ラボ					○			
株式会社GLa b病理解析センター						○		
株式会社BMLフード・サイエンス札幌事業所札幌検査室			○					
セルテクノロジーラボラトリー						○		
株式会社モルフォテクノロジー						○		
社団法人函館市医師会健診検査センター		函館市	○	○	○	○	○	○
札幌臨床検査センター株式会社道南営業所					○	○		○
第一臨床検査センター函館ラボ					○	○		○
株式会社保健科学研究所函館ラボラトリー				○	○		○	
岸本医科学研究所函館				○	○		○	
BML小樽	小樽市		○	○			○	
札幌臨床検査センター小樽営業所							○	
岸本医科学研究所旭川	旭川市		○	○			○	
札幌臨床検査センター株式会社道北支店				○	○		○	
第一臨床検査センター旭川ラボ				○	○		○	
岸本医科学研究所苫小牧	苫小牧市	○	○	○	○	○	○	
札幌臨床検査センター苫小牧営業所				○	○		○	
株式会社保健科学研究所苫小牧ラボラトリー				○	○		○	
岸本医科学研究所恵庭	恵庭市		○	○			○	
札幌臨床検査センター北広島営業所	北広島市			○			○	
株式会社帯広臨床検査センター	帯広市		○	○			○	
岸本医科学研究所帯広			○	○	○	○	○	
有限会社サンコーメディカルセンター				○				
第一臨床検査センター帯広ラボ			○	○	○		○	
株式会社保健科学研究所帯広ラボラトリー				○	○		○	
社団法人室蘭市医師会臨床検査センター	室蘭市		○	○		○	○	
札幌臨床検査センター室蘭営業所							○	
岸本医科学研究所洞爺湖	洞爺湖町		○	○			○	
岸本医科学研究所北見	北見市		○	○			○	
第一臨床検査センター北見ラボ				○	○		○	
札幌臨床検査センター北見営業所							○	
株式会社保健科学研究所北見ラボラトリー				○	○		○	

衛生検査所一覧（平成21年1月1日現在）

名 称	所在地	登 録 検 査 業 務						
		微生物	血清学	血液学	病理学	寄生虫	生化学	血清分離
岸本医科学研究所静内	新ひだか町		○	○			○	
釧路市医師会臨床検査センター	釧路市	○	○	○		○	○	
岸本医科学研究所釧路			○	○			○	
株式会社保健科学研究所釧路ラボラトリー			○	○			○	
岸本医科学研究所滝川	滝川市		○	○			○	
空知臨床検査センター			○	○			○	
第一臨床検査センター滝川ラボ			○	○			○	
札幌臨床検査センター芦別営業所	芦別市							○
札幌臨床検査株式会社センター岩見沢営業所	岩見沢市		○	○			○	
株式会社岩見沢メディカルラボラトリー			○	○			○	
岸本医科学研究所岩見沢				○	○			○
岸本医科学研究所江別	江別市		○	○			○	
第一臨床検査センター稚内ラボ	稚内市		○	○			○	
第一臨床検査センター後志ラボ	岩内町		○	○			○	

北海道精度管理システム運営委員会運営要綱

第1 趣旨

衛生検査所の精度管理の徹底を図ることを目的に、道立衛生研究所を活用した外部精度管理調査に関する事項について検討するため、北海道精度管理システム運営委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

第2 検討事項

委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 外部精度管理調査の調査項目の選定等具体的実施方法に関すること。
- (2) 外部精度管理調査結果の解析・評価に関すること。
- (3) 精度管理結果報告研修会の企画・実施に関すること。
- (4) 外部精度管理システムの問題点に関すること。
- (5) その他外部精度管理調査の実施に関すること。

第3 委員

- 1 委員は、衛生検査に関する学識経験者のうちから知事が委嘱する。
- 2 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第4 会議の招集等

- 1 委員会は、知事が招集する。
- 2 委員会は、委員の互選により選出された委員長が主宰する。

第5 庶務

委員会の庶務は、保健福祉部保健医療局医務薬務課において処理する。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成2年6月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

北海道精度管理システム運営委員名簿

(五十音順)

氏 名	所属・職名
浅沼 康一	札幌医科大学附属病院主任技師
加藤 俊明	北海道赤十字血液センター副所長兼検査部部長
◎北野 明宣	社団法人北海道医師会常任理事
工藤 伸一	北海道立衛生研究所微生物部長
小林 克己	市立札幌病院検査部部長
鈴木 春樹	北海道大学病院検査・輸血部技師長
山崎 典美	旭川医科大学病院臨床検査・輸血部副臨床検査技師長

(◎は委員長)

平成 20 年度（第 19 回）北海道衛生検査所外部精度管理調査結果報告書

平成 21 年 3 月 11 日発行

編 集 北海道立衛生研究所

発 行 北海道保健福祉部

〒060-8588

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電話 (011) 231-4111

内線 25-571
